

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 老人福祉センターくすのき荘バス停留所舗装修繕  
(3) 場 所 越谷市大字大杉655番地  
(4) 履 行 期 限 令和5年11月8日から令和6年1月31日まで  
(5) 契 約 金 額 2,860,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 中村土建株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市蒲生3-2-24  
(8) 概 要 外構バス停留所の舗装を修繕する。

- (9) 理 由 随意契約理由  
本件は令和5年8月22日開札の指名競争入札で応札者1者のため中止、また、10月3日開札の指名競争入札で応札者なしのため中止となりました。  
そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約とし、また、価格面での競争性を確保するため見積合せを行います。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（大竹中央通り線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和5年11月16日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 7,590,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 清和土木株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288
- (8) 概 要 路線延長 L=212.5m  
管体延長 L=208.2m  
硬質塩化ビニル管 Φ200 L=208.2m  
硬質塩化ビニル管 Φ100 L=4.0m  
硬質塩化ビニル圧送管 Φ75 L=18.0m  
硬質塩化ビニル管撤去 Φ75 L=35.0m  
1号マンホール 1箇所  
0号マンホール 3箇所  
小型マンホール 3箇所  
取付管及び樹 7箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（大竹中央通り線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費において設計額で1,265,000円削減できることから、当該工事の受注者である清和土木株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 盛土整地工事（102街区6画地）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和5年11月20日から令和6年1月12日まで  
(5) 契 約 金 額 4,532,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959  
(8) 概 要 敷地造成工 A=480m<sup>2</sup>  
発生材分別 V=331m<sup>3</sup>  
購入土盛土 V=188m<sup>3</sup>  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-82号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費において設計額で372,900円削除できることから、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 大間野排水機場自家発電設備応急修繕（機器設置）
- (3) 場 所 越谷市大間野町五丁目38番地1
- (4) 履 行 期 限 令和5年11月22日から令和5年12月22日まで  
(5) 契 約 金 額 5,720,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 山崎建設株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-12
- (8) 概 要 大間野排水機場  
排水機場ポンプ電源用自家発電機設置・撤去 2台  
水中ポンプ及び自家発電機設置・撤去 3台
- (9) 理 由 随意契約理由：本工事は、大間野排水機場の自家用発電機の修繕を行うものである。当該地域は、特に浸水被害が発生しやすい場所であり、本発電機は、台風等の大雨への対応として、水防活動を行う上で、重要な施設であり、今後の、台風等の大雨に備え、早急に修繕を実施する必要がある。修繕にあたっては、当該現場の災害時の状況を経験上熟知し、また、緊急時に即座に現場対応を行えるものと契約する必要があるため、価格面の競争を主眼とした競争入札は難しいため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約を締結するものです。  
特命理由：当該施設の修繕や災害時の現場対応の経験あることから、現場を熟知しており、緊急時の故障時に対応することが可能である山崎建設株式会社を特命にて契約を締結するものです。